

特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関する指針（たたき台①）

第一 はじめに （略）

第二 募集情報の的確表示 （略）

第三 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮

1 概要

○ 法第 13 条の趣旨

○ 継続的業務委託とは

- ・ 対象となる契約の期間
- ・ 契約の更新の考え方（契約の同一性、空白期間について）

○ 「育児」とは（子の範囲、年齢について）

→ 小学校就学の始期に達するまでの子（原則法律上の親子関係を有する子）を対象。

○ 「介護」とは（対象となる者の範囲、状態について）

○ 配慮の申出ができる特定受託事業者

→ 特定業務委託事業者と業務委託契約を締結している特定受託事業者

→ 現に育児介護等を行う者でなくとも、育児介護等を行う具体的予定のある者も含まれる。

2 特定業務委託事業者がすべき育児介護等に対する配慮

○ 配慮の内容自体は様々であることを踏まえ、配慮を行うに当たり共通して行うべき事項を記載

- ・ 配慮の申出の内容等の把握
- ・ 配慮の内容又は取り得る選択肢の検討
- ・ 配慮の内容の伝達及び実施
- ・ 配慮の不実施の場合の伝達および理由の説明

○ 配慮の具体例

3 特定業務委託事業者による望ましくない取扱い

○ 特定受託事業者からの申出を阻害すること

→ 例 膨大な書類提出を求める等煩雑又は過重な負担となるような手続きを設けること

○ 特定受託事業者が申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを行うこと

→ 例 業務遂行能力が変わらず、契約も十分履行できることが見込まれるにも関わらず、単に申出をしたことのみを理由として契約の解除や報酬の減額を行うこと

配慮を受けたことを理由として、就業環境を害すること

## 第四 業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等

### 1 概要

- 法第 14 条の趣旨
- 業務委託におけるハラスメントとは
  - ・ 「業務委託に関して行われる」とは
    - 特定受託業務従事者が当該業務委託契約に係る業務を遂行している場面や場所で行われるもの

### 2 業務委託におけるセクシュアルハラスメントの内容

- 対価型セクシュアルハラスメント（内容、具体例）
- 環境型セクシュアルハラスメント（内容、具体例）
- 性的な言動、性的な言動を行う者
  - 特定業務委託事業者に限らず、業務委託契約を遂行するにあたり関係性が発生する者（例えば、取引先等の従業員、取引先等で一緒に業務を行うフリーランス、顧客等）もなり得る。

### 3 業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメント

#### イ 状態への嫌がらせ型

- ①妊娠したこと、②出産したこと、③妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと若しくは行えなかったこと又は業務の能率が低下したことに関する言動により就業環境が害されるもの。

#### → 具体例

- 妊娠したこと等のみを理由として嫌がらせ等をするもの
- 妊娠したこと等のみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆すること

※ 妊娠又は出産に起因する症状により業務を行えなかった場合に、実際に業務を行えなかった分の報酬の減額について話し合いをすることはハラスメントには該当しない。

#### ロ 配慮申出等への嫌がらせ型

- 法第 13 条の申出をしたこと又は配慮を受けたことに関する言動により就業環境が害されるもの。

#### → 具体例

- 配慮の申出を阻害するもの
- 配慮を受けたことにより嫌がらせ等をするもの
- 配慮の申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆すること

※ 配慮を受けたことにより実際に業務量が減少した分の報酬の減額について話し合いをすることはハラスメントには該当しない。

#### 4 業務委託におけるパワーハラスメント

##### イ 「取引上の優越的な関係を背景とした言動」の考え方

→ 業務委託に係る業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける特定受託業務従事者が当該言動の行為者に対し抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの

- 特定業務委託事業者又はその役員の言動
- 業務委託に係る契約担当者、発注依頼者又は業務委託に係る成果物の確認・検収を行う者の言動
- 特定業務委託事業者の雇用する従業員であって、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難である者の言動
- 特定業務委託事業者の雇用する従業員からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

##### ロ 「業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えた言動」の考え方

##### ハ 「就業環境を害する」の考え方

##### ニ パワーハラスメントの類型

- 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）
- 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- 過大な要求（契約上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
- 過小な要求（合理的な理由なく契約内容とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- 個への侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

#### 5 特定業務委託事業者が業務委託におけるハラスメントに関し講ずべき措置の内容

##### イ 特定業務委託事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

- 方針の明確化・周知・啓発
- 行為者に対する厳正な対処の方針等の就業規則等に規定・周知

##### ロ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- 相談窓口を定め、特定受託業務従事者に周知すること  
(業務委託契約に係る書面やメール等にハラスメントの相談窓口の連絡先を記載すること)
- 相談窓口の担当者が適切に対応できるようにすること

##### ハ 事後の迅速かつ適切な対応

- 事実関係を迅速かつ正確に把握

- 事実が確認できた場合において、被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する措置を適正に行うこと
  - 再発防止策
  - ※ 業務委託におけるセクシュアルハラスメントについては、ハラスメントの行為者が他の事業者等である場合には、必要に応じて、他の事業者等に事実確認や再発防止に向けた措置への協力を求めることも含まれる。
  - 二 併せて講ずべき措置
    - プライバシーの保護のために必要な措置
    - 相談したこと等を理由として、業務委託契約に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをされない旨を定め、特定受託業務従事者に周知・啓発すること
- 6 特定業務委託事業者が、他の事業者等からのハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組の内容
- (1) 他の事業者等からのパワーハラスメント・妊娠、出産等に関するハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為
    - 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
    - 被害者への配慮のための取組
    - 他の事業者等からのハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為による被害を防止するための取組
  - (2) 他の事業者等からのハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為
    - 上流の発注者に対するハラスメント対策に関する協力依頼等